⑷　配置予定の監理技術者・工事管理者２のヒアリングを下記のとおり実施する。
①　資料に記載された配置する予定の監理技術者・工事管理者２について、資料提出後ヒアリングを実施する。ヒアリングは提出された安全管理計画書及び安全管理支援体制に基づき行い、対象は「安全管理計画の具体的内容」「安全管理支援体制の具体的内容」「鉄道営業線近接工事に関する知識等」とする。
②　必要に応じ①に記載する以外の項目についてヒアリングを行うことがある。
③　①及び②のヒアリングについては、下記のとおり予定している。
ア）日時　平成25年４月１日から平成25年４月３日までの間のいずれかの日
イ）場所　当工事事務所会議室
ウ）その他　ヒアリング日時については、追って連絡する。なお、出席者は実際に配置する予定の監理技術者・工事管理者２とする。(監理技術者については、複数の候補技術者を提出した場合、１名を決定のうえ、当該技術者が出席すること。工事管理者２についても、複数の候補技術者を提出した場合、１名を決定のうえ、当該技術者が出席すること。ただし、１名の工事管理者２で上記３⑹③に定めるすべての施工経験を満たすことが難しい場合は、その施工経験を満たす別の工事管理者２を工種毎に１名出席させることができる。)
⑸　契約後のＶＥ奨励契約について　本契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の削減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当工事事務所及び株式会社ジェイアール東日本都市開発に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には契約金額の変更を行うものとする。詳細はＶＥ奨励契約書による。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　契約責任者は、本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負者との随意契約により締結する予定の有無　有。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記６⑴に同じ。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
⑾　詳細は入札説明書による。
８　Summary
⑴　Official of the procuring entity in charge of contracting : Shinichi Fujimori, Director, Tokyo Construction Office, East Japan Railway Company
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the “(tentative) South Gate of Funabashi Station Building”, East Japan Railway Company
⑷　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 4 : 00 P.M., 19 Mar. 2013
⑸　Deadline for the submission of tenders : 2 : 00 P.M., 5 Jun. (for tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M., 4 Jun. 2013)
⑹　Contact person for tender documentation : Hideyuki Aoki, Contract and Site Division, Tokyo Construction Office, East Japan Railway Company, 2―2―6 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo 151―8512, Japan, Phone 03―3370―7198

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり企画提案書の提出を招請します。
なお、本公示に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成25年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
平成 25 年２月 21 日
支出負担行為担当官
防衛省経理装備局会計課
会計管理官　佐々木正人

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第 105 号
１　業務概要等
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名
平成25年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係るアドバイザリー業務
⑶　業務内容
１．一般事項
①　受託者は、業務の履行に当たって、事前に監督官と業務計画内容等について協議を行い、承認を得るものとする。
②　受託者は、業務の内容及び真水事業の計画等を把握し、業務の実施に当たっては、常に監督官と協議を行い、業務の適正な履行に努めるものとする。
③　受託者は、業務の適正かつ円滑な履行を確保するために、監督官と協議の上、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。
④　受託者が、監督官に対して業務に係る報告又は提案を行う場合には、電子データ（ワード等）で作成し、作成年月日を入れたものを電子メールで送ることとする。また、緊急又はやむを得ない事情がある場合には口頭により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。
⑤　受託者は、真水事業に係る米国政府担当官及び関係者（以下、「米国担当官等」という。）から連絡・調整を受けた場合には、速やかに監督官にその内容を書面により正確に報告すること。
⑥　監督官の指示により米国担当官等へ連絡・調整を行う場合には、その内容を相手に正確に伝え、その結果について速やかに監督官に書面により報告すること。
２．個別事項
①　事業計画等に係る技術的検討業務
ア　受託者は、監督官の指示により、米国政府が作成するグアム移転事業に係るマスタープランについて、施設の整備内容、配置計画、施工計画などを確認・整理し、監督官に報告するものとする。
イ　受託者は監督官の指示により、米国政府が実施しているグアム移転事業に係る環境影響評価の進捗状況を確認するほか、環境影響評価関連資料について、以下の業務を行う。
・補足的環境影響評価関連資料（約500頁相当）の内容のレビュー、各種資料の日本語訳の作成作業（約200頁相当）及び専門的意見の提供
・上記に関連して必要となる米国政府を含む諸機関との調整に係る補助業務
②　日本国外等における補助業務
ア　受託者は、監督官の指示により、真水事業の実施に係る資料（入札公告、提案要求書等）の収集・整理、真水事業の進捗状況の確認を行い、米国担当官等が行った真水事業に係る契約書及び支払いに関する文書について、その内容を確認し、監督官に報告するものとする。
（ハワイ）11ヶ月　２名(往復22回)(管理技術者、担当技術者)
（ワシントンＤ．Ｃ．）７日間×１回
２名（管理技術者、担当技術者）
※１．上記日数は、移動日＋現地滞在期間の日数であり、その前後１日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。
２．ハワイに配置する技術者の体制は、上記体制を標準とし予め監督官と協議のうえ決定するものとする。
イ　受託者は、別途実施される真水事業のモニタリング業務が適正且つ効果的に行われるよう、監督官の指示により、真水事業の精査及び予算要求に係る補助業務、真水事業の実施に係る資料の収集・整理業務等を通じて得た情報をもって、グアムにおいてモニタリング業務の実施者に対し説明、質疑応答、その他必要な検討、助言等を行うものとし、その結果を監督官に報告するものとする。